

令和2年5月26日

## 工事従事者資格認定講習会等の再開について

一般社団法人 日本鉄道施設協会  
東京事務所長

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う政府の「緊急事態宣言」が解除されたことに伴い、3月から中止していた工事従事者資格認定講習会等を以下のとおり再開いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1. 再開する地域

全ての地域とします。

#### 2. 再開日

6月1日から開催します。

#### 3. 再開する講習会等

- ・ 資格認定講習会(新規・継続)
- ・ 運転適性検査
- ・ 省令10条教育講習会

※ 3つの密(密閉、密接、密集)を回避することを前提といたします。

#### 4. 講習会等の申し込み

##### (1) 6月に開催する講習会

- ① 工事従事者情報システム(以下、LINGS)により、6月の講習会に申請登録された方を対象とします。
- ② 講習会場の都合等により、一部申請内容を見直している場合がございます。当協会から送付した案内状をよくご確認ください。

##### (2) 7月以降に開催する講習会

- ① 3月から再開日までに中止した講習計画に申請登録された方

次の表のとおり7月からの講習計画に追加する形で見直しています。別途、担当者からご連絡、調整してから当協会にてLINGSの変更処理を行います。また、決まり次第、ホームページに掲載いたします。

	3月に中止した講習会	4月に中止した講習会	5月に中止した講習会
追加する月	7月～8月	8月～9月	9月～10月

- ② 7月以降の講習計画に申請した、あるいはこれから申請する方  
これから申請する方は締切日までに申請してください。

※ 6月以降の講習計画は3つの密を避けるため、当協会が年初に計画していた人数よりも少ない

人数でLINGSを設定しましたので、申請したくても申請できなかった方がいらっしゃいます。10月以降の講習計画を見直しますが、できる限り既存の講習計画に申請をお願いします。なお、10月以降の講習計画が決まり次第、ホームページで事前にお知らせいたします。

## 5. 受講生へのお願い

- ① 手洗い(消毒)、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保等の順守
- ② 発熱、体調不良等の自覚症状がある場合は受講しない
- ③ 受講時の私的会話等の自粛

## 6. 講習会再開後の取扱い

### (1) 有効期限を延伸した工事従事者の取扱い

JR東日本からの通知(本設第 87 号第 2 項「講習会再開後の取扱い」)による以下の取扱いとします。

- ① 次の省令又は規程で定めた資格 については運転適性検査受検日から 3年+6ヶ月間 までを有効となることから、この有効期限内に継続講習を受講することとする。  
線閉責任者(在来線)、線閉責任者(在来線 ATOS)、線閉責任者(新幹線)、踏切監視員(ロープ)、特殊運転者(MC)、特殊運転者(検測車)、軌道機械操作者、確認車作業責任者、軌道工事管理者(在来線)(機械施工)、軌道工事管理者(新幹線)(機械施工)
- ② その他の資格についても、可能な限り早い段階で継続講習を受講することとし、遅くとも 2021 年 3 月末日までには継続講習を完了することとする。
- ③ いずれの継続講習についても、継続講習後の有効期限は、前回(2019 年度以前)受講日に基づく基準日から起算した有効期限となるので、注意すること。
- ④ 本設第 670 号及び本設 687 号の定める取扱いは 2020 年度限り有効とする。

### (2) 省令第 10 条に基づく係員の教育及び訓練の取扱い

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、2019 年度に受講する計画であった 10 条教育は、再開後、速やかに代替日を計画し実施することとします。この場合、代替日の 10 条教育はあくまでも 2019 年度分であり、2020 年度の 10 条教育を省略することはできません。
- ・ 受講結果の取扱いについては、別途連絡させていただきます。

### (3) 工事従事者情報システム(LINGS)の取扱い

- ・ 講習会終了後、当協会において前回の受講日に基づく基準日から起算した有効期限を登録いたします。この際にLINGS上も適切な表記に戻されるため、申請者側で特に取り扱うことはありません。

## 7. その他

今後の新型コロナウイルス等の感染状況により、本取扱いが変更になった場合は別途、連絡いたします。